

Brexit Newsletter - vol.2

Deloitte UK 日系企業サービスグループ

5th July 2016

Recent Events

先週は新首相として最も有力視されていた Boris Johnson が次期首相争いから撤退するなど、二大政党、とりわけ与党である保守党の混乱が多く報道された。

Brexit に関するポジションは依然として非常に不確実な状況であるが、最近の動きは以下の通りである。

- 世論調査によると、英国国民の3分の1以上が、Brexit が現実になるとは思っていない。
- ある法律事務所は、EU 離脱のための正式な手続きが開始される前に議会制定法を強制執行しようと訴訟を提起した。
- George Osborne 財務相は、Brexit を見据えて法人税を15%以下に引き下げ「さらに競争力の高い経済 (super-competitive economy) 」を創出したいと述べた。
- 独立党党首の Nigel Farage が辞任した。
- 保守党の党首候補者の間では、英国の EU 離脱をいつどのように始めるべきかについて意見が分かれている。

以下は、Deloitte UK のチーフエコノミストによる、実際に Brexit が起こった場合に英国が取りうる4つのオプションの分析を含むの私見である。

- 6月23日に英国の有権者が迫られていた決断とは、EUへの残留か離脱かという一見単純なものであった。
- しかしながら現在、困難な局面を迎えている。政治家たちはこの投票結果を分析し、何らかの行動に移していかなければならない。
- その中では、英国がEUに残留するということも考えられる。Tony Blair 元首相は7月3日、英国はEU離脱について「選択肢を残しておくべきだ」と述べ、Brexitの影響が明らかになれば「国民の意思」が変わる可能性もあることを示唆した。
- 保守党次期党首の最有力候補である Teresa May は「不確定要素」と表現したが、早期の総選挙が行われる可能性も否定できな



Contact us:

高居 健一 / Kenichi Takai

JSG Partner

Tel: +44 (0)20 7007 7529

Email: ketakai@deloitte.co.uk

増田 洋平 / Yohei Masuda

JSG Senior Manager

Tel: +44 (0)20 7007 6078

Email: yohmasuda@deloitte.co.uk

窪田 雄一 / Yuichi Kubota

JSG Manager

Tel: +44 (0)20 7007 9850

Email: yuikubota@deloitte.co.uk

(金融)

福井 良太 / Ryota Fukui

JSG Partner

Tel: +44 (0)20 7307 0947

Email: ryfukui@deloitte.co.uk

水島 健太郎 / Kentaro Mizushima

JSG Senior Manager

Tel: +44 (0)20 7303 7516

Email: kemizushima@deloitte.co.uk

い。この 10 日間の政治的サプライズを考えれば、この選挙により EU からの離脱意思が確認されると確信することは困難であろう。

- しかし少なくとも現時点では、英国の EU 離脱が最も起こりそうな結末だと思われる。保守党の党首候補者はみな、英国の EU 離脱をコミットしているようであり、新党首を選出する保守党員もまた、EU からの離脱を強く支持している。
- 新しい党首兼首相は、約 10 週間後の 9 月 9 日に決定する。新首相はバランスを取っていくことが求められ、国民投票の意味を理解し、経済的に望ましいことと政治的に機能することとを対比して検討し、交渉プランへ織り込んでいかなければならない。
- Brexit の投票において首相が直面するトレードオフは以前から明らかであり、その主要なものは、EU からの移民を規制しつつも、EU 単一市場へのアクセスを維持したいという英国の願望である。人の移動の自由は、1992 年のマーストリヒト条約で定められた EU の四つの基本理念の一つである。
- 先週、ドイツの Angela Merkel 首相は英国に対し、EU 加盟国は EU 単一市場に関し自国に見合った部分を選び、見合わない部分を無視することはできないということを念押しした。また、David Cameron は他の EU リーダーたちに対し、英国民が Brexit に賛成票を投じたのは移民への懸念によるものだと述べた。
- 英国が直面している選択肢には幅があり、国家主権と移民に対する規制がある一方で、EU 単一市場への完全アクセス権という選択肢がある。完璧な解決策はないが、すべては英国が重要と考え、EU が合意しようとするもの次第である。
- 先週のメディアにおける協議では、英国はいわゆるノルウェー方式を目指し、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドとともに欧州経済領域（EEA）に加わるべきだという意見も見受けられた。EEA では、ほぼ現状の物およびサービスの EU 単一市場へのアクセス及び資本の移動が維持される。また EEA のもとでは、英国は EU とは関係なく独自に取引協定を結ぶことができる。こうした理由により、EEA への加盟は EU に代わる悪影響の少ない選択肢と考えられている。



- EEA のこうした利点には代償もある。最も留意すべきことは、EEA への加盟には人の移動の自由と EU 市民への福祉給付という、EU 加盟国である場合と同じ義務が伴うことである。先日の国民投票が移動の自由に対する国民の答えであったとすれば、EEA への加盟は現状の解決にはならない。
- EU 離脱の方針を決めた英国政府にとって、EEA には他にも問題がある。EEA 加盟国は EU 法の適用を受けるが、EU 法に対する影響力は持たない。EU の「原産地規則」に則り、最終的に EU 域内に輸出される製品に EU 域外からの部品等を使用している場合には規制がかかる。（これにはかなりのコストがかかり、米国の調査によると部品等の原産地を特定する手続のコストは当該製品価値の少なくとも 3% に達する。これは米国やオーストラリアといった国が、WTO の規則に基づき EU 単一市場へのアクセスに際して支払う平均 2.3% の税率と比べるとはるかに高い）。EEA 加盟国は、雇用、消費者保護、環境及び市場競争政策について EU 法に従わなければならない、そのため EU 離脱により英国の「主権を取り戻す」という観点からは制限がかかることになる。また EEA 加盟国は、EU 加盟国ほどではないものの、EU 単一市場へのアクセスには拠出金を負担しなければならない。
- 二つ目として広く論じられている選択肢は、欧州自由貿易連合（EFTA）への加盟というスイス方式である。利点は物の EU 単一市場への包括的なアクセスが可能ということで、ノルウェー方式のように英国は EU とは独立して貿易協定を結ぶことができる。社会生活や雇用に関する規則といった政策分野においてより独立性が与えられるため、EEA よりもより緊密度が低い関係となる。
- しかし、ノルウェー方式と同様に、EFTA 加盟というスイス方式にも人の移動の自由が伴う。これはスイスで 2014 年に行われた EU からの移民の規制に関する国民投票における争点でもあった。スイス国民はこの 2 年間、EU 単一市場へのアクセスを維持しつつ、EU からの移民に対する制限を確保しようとしている。欧州委員会は人の移動の自由に関しては譲歩する姿勢を示しておらず、譲歩を引き出すためにスイスと英国は団結すべきだと論じるスイスの新聞も出てきている。
- スイス方式にはノルウェー方式と同様のデメリットが二つある。それは無条件で EU 法の適用を受けること、そして EU の「原産地規則」に従わなければならないことである。また、英国にとってより影響があることは、



EU のサービス市場、特に金融サービスへのスイス方式でのアクセスが制限されていることである。交渉は広範に及んでいるが、EU とスイスの間でのサービスの移動の自由に関しては一般協定がない。スイスの金融サービス会社は、国境を越えるサービスの提供には EU に子会社または支店を設立しなければならない。また現在のスイスの協定は、多くの相互の協議によって締結されたものであり、およそ 10 年の年月を要している。

- 移民問題に関して英国が EU との合意に至らない場合、英国は EU 単一市場へのアクセスを維持することができなくなる。EU 単一市場の域外の国であっても EU 単一市場の中での販売は可能であるが、取引条件は EU 加盟国よりも厳しい。そのため、第 3、第 4 の選択肢も考えられる。
- 第 3 の選択肢は、英国は世界貿易機関（WTO）の加盟国としての立場で EU と取引を行うことである。これは英国と EU との関係が、米国、オーストラリア、中国と EU との関係に似たものになることを意味する。英国から EU への輸出には、WTO のガイドラインに基づき定められた最恵国待遇（MFN）関税率が適用される。2013 年には EU の貿易加重平均の MFN 関税率は非農産物で 2.3% であり、高いものではなかった。しかし一部の商品、特に乳製品、砂糖及び菓子、畜産物などの農産物の平均関税率は 20% から 30% である。自動車の関税率は 10% である。英国は EU からの輸入品に対して相互に（互恵的に）課税できるものの、英国企業の EU 向け輸出コストは上昇することとなる。このような状況はありつつも、中国やインド、米国は、WTO のルールの下で EU との間で堅調な物品貿易を行っている。
- WTO 方式の更なるマイナス面は、EU 域内では禁止されているサービスの貿易に関する多くの規制が、EU 域外の企業に対しては適用されることである。したがって WTO のルールの下では、英国のサービスは、各国の国内法や規制、これに伴う監視といった高い非関税障壁に直面する。英国下院図書館は、「英国の輸出業者にとって、WTO の下での（英国のサービスの）市場アクセスのレベルは、EU 加盟国の場合よりもかなり制限されるだろう」と結論付けている。2014 年においてサービスが英国の対 EU 総輸出額の 37% を占めていることに鑑みると、これは WTO 方式の重要なデメリットである。
- 最後の第 4 の選択肢は、この場合も EU 単一市場を去りはするが、EU と特惠貿易協定の交渉を行うことである。これはカナダ EU 包括的経済貿易協定（CETA）にちなんでカナダ方式と呼ばれることもある（この協定はまだ批准されていない）。CETA では、カナダは EU 単一市場への特惠アクセスが認められ



ているが、コストのかかる「原産地規則」の要件を満たす必要は残されている。サービス貿易は部分的にしか対象となっていないため、CETA 型の協定では、英国の金融サービス事業は現在と同様の EU 単一市場へのアクセスを得ることはできない。ロンドンを拠点とする銀行が非常に重視している EU におけるサービス事業を展開するための「パスポート」的権利を得ることは難しいと考えられる。

- EU 加盟国に代わる選択肢は、いずれも容易ではない。英国は EU を去っても、ノルウェー方式に拠ることで、現在の EU 単一市場へのアクセスの維持を望むことができる。しかし、これと同時に EU からの人の移動の自由を制限することは難しい。人の移動の自由の制限が主たる目的であれば、英国は EU 単一市場を去り、WTO のルールの下で貿易を行うか、EU と新たに貿易協定を結ばなければならないと考えられる。いずれの選択肢も、英国の輸出業者にとってはコストと煩雑さを伴う。また、英国のサービス事業、とりわけ金融サービス事業の EU への輸出は制限されることが考えられる。
- しかしながら、考慮事項は上記がすべてではない。EU が対英国で貿易黒字となることで、EU 側の大規模輸出業者に現在の輸出レベルを保つための貿易協定の締結を求めるインセンティブを生む可能性がある。結局のところ、基準を厳格に満たさない国がユーロ圏への加盟を認められるなど、EU はその時々に応じて自らのルールを柔軟に解釈してきた。また EU 単一市場の外では、英国は 27/28 か国を代表して交渉に当たる EU よりも速やかに二国間貿易協定を締結することができる可能性がある。たとえば最近の EU・カナダ間の貿易協定は、「feta」という語の使用に関し、ギリシャが自国の製造する塩チーズに排他的権利を認めるべきだと主張したため、遅れが生じた。また、加盟国でなくとも EU 単一市場に十分に輸出取引を行えている国も多い。
- 様々な可能性が考えられるが、今のところ確実に言えることは多くはない。次期英国首相が EU とどの貿易協定の締結を目指すかについての方向性は、リーダー争いの過程での発言の中で明らかになってくると思われる。勝利する候補者が EU 単一市場へのアクセスを強調すれば、英国はノルウェー方式またはスイス方式へと流れるだろう。もし移民対策を強調すれば、WTO 方式またはカナダ方式が選ばれる可能性が高くなるだろう。

Deloitte.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), a UK private company limited by guarantee, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.